

議長

副議長

親王

各大臣

閣内閣

宛各通

記

第二枚表面三行目中(二)昭和十年ノ下ニ「勅令」ヲ加フ

昭和二十一年五月十八日 發議 決議

五月十八日 執行

事務官

書記官

高野

印

議長

印

副議長

印

書記官長

印

案

一 昭和二十一年勅令第百九號(昭和二十年勅

令第五百四十二號ポツダム宣言ノ受諾ニ伴

ヒ發スル命令ニ關スル件)ニ基ク就職禁止退

官退職等ニ關スル件)ノ一部を改正スル勅

令

本件ハ政府ノ御意ニ依リ會議ハ中止セラレタリニ付ニシテモ上セウシヨルモノナリ

相 務 院

宣 告 院

右来る二十二日（水曜日）午前十時より會議
が開かれますから御出席下さいますやう議長
の命に依つて御通知申上ります
追て議案（参照添付）及審査報告各壹部御配付致し
ます

昭和二十一年五月十八日

樞密院書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛各通

又

一件名第一案に同じ

右来る二十一日(水曜日)午前十時特會議が開かれ、
中付説明員は出席に^{必要の場合}なるべく其の人数を少くし其の官職氏名を御通知ありた^{新選}命に依つて照會す

昭和二十一年五月十八日

高辻 事務官

内閣官房總務課長 丸

中止

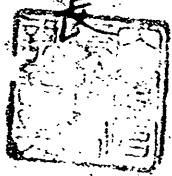
内閣官房第一二

昭和二十一年五月二十一日

内閣官房總務課長

書記官長

樞密院事務官 殿



事務官

明二十一日(水曜日)貴院會議には説明員として左記の者が出席致しますからよろしく御取計ひ願ひます。

記

法制局長官 入江 俊郎
法制局事務官 井手 成三

以上

内閣